

建 業 第 327 号
令和3年3月15日

(一社) 静岡県建設産業団体連合会会長 様
(一社) 静岡県建設業協会会長 様
静岡県建設事業協同組合連合会会長 様

交通基盤部建設支援局建設業課長

建設業課が所管する様式の一部改正について（送付）

このことについて、県民の利便性の向上及び行政サービスの効率化を図るため、県への提出書類への押印の義務付けが原則廃止されることとなりました。

つきましては、下記のとおり改正したので、貴会会員の方への情報の周知をお願いします。

おって、内容については、県ホームページ「建設業のひろば」に掲載することを申し添えます。

記

1 改正対象

既に通知している建設業許可に関するもの、別に県公報で告示するものを除いた、建設業課が所管する、別紙「押印廃止に係る申請書等一覧表」のとおり。

2 施行日

令和3年4月1日から施行する。

3 その他

ア この改正の施行の際現に改正前の様式により提出されている申請書等は、改正後の様式により提出された申請書等とみなす。

イ この規則の施行の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間調整して使用することができる。

担 当 指導契約班
電話番号 054-221-3059